

県外居住者及び県外中学校卒業者等の奈良県立高等学校への志願手続要領

1 出願当時は奈良県外に居住している者で、高等学校入学日までに保護者とともに奈良県内に居住し、入学後も引き続き奈良県内に居住することが確実であるもの

(1) 奈良県公立高等学校入学志願許可申請書（様式13）に必要な書類を添え、奈良県教育委員会教育長の承認を得てください。

(2) 承認手続の期間は、次のとおりです。

ア 通信制課程選抜

令和8年1月14日（水）から令和8年1月29日（木）までの午前9時から午後5時まで

イ 一次選抜、インクルーシブ教育推進特別選抜、外国人・帰国生徒特別選抜及び成人特別選抜

令和8年1月14日（水）から令和8年2月18日（水）までの午前9時から午後5時まで

ウ 二次選抜及び通信制課程二次選抜

令和8年1月14日（水）午前9時から令和8年3月18日（水）正午まで

(3) その他必要な事項については、別に定める「令和8年度奈良県立高等学校入学志願者の受検を希望する皆さんへ」によります。

2 奈良県外に居住している者で、教育に関する事務の委託により奈良県内の中学校を卒業したもの又は卒業見込みのもの

奈良県公立高等学校入学志願許可申請書（様式13）により、あらかじめ奈良県教育委員会教育長の承認を得てください。

3 和歌山県に居住している者で、本県と和歌山県との覚書により、指定地域内の公立中学校を卒業したもの又は卒業見込みのもの

奈良県立十津川高等学校に出願できます。この場合、奈良県立高等学校入学志願許可申請書（様式14）により、一次選抜においては、令和8年1月14日（水）から同年2月18日（水）午後5時までに、二次選抜においては、令和8年3月18日（水）正午までに、奈良県教育委員会教育長の承認を得てください。ただし、二次選抜においては、和歌山県の一般選抜等を受検している者に限ります。

4 三重県名張市に居住している者で、同市内の公立中学校を卒業したもの又は卒業見込みのもの

二次選抜に限り、橿原市、桜井市及び宇陀市内に設置する奈良県立高等学校に出願できます。ただし、三重県の後期選抜を受検している者に限ります。この場合、奈良県立高等学校入学志願許可申請書（様式14）により、令和8年3月18日（水）正午までに、奈良県教育委員会教育長の承認を得てください。

5 奈良県外に居住している者で、奈良県内の企業等に就職しているもの又は就職する予定のもの

(1) 奈良県立高等学校の定時制課程（奈良県立大和中央高等学校を除きます。）に出願できます。

(2) 志願する者は、奈良県公立高等学校入学志願許可申請書（様式13）により、奈良県教育委

員会教育長の承認を得てください。

(3) 承認手続の期間は、次のとおりです。

令和8年1月14日（水）から令和8年2月18日（水）までの午前9時から午後5時まで。

6 出願当時は奈良県内外に居住している者で、特別な事情によって保護者を伴わず奈良県内に居住することに合理的事由があるもの

(1) 保護者の海外勤務等により、保護者とともに奈良県内に居住することができない者は、1に準じて承認を得てください。

(2) スポーツ活動を行うために奈良県教育委員会承認の団体に所属し奈良県内の寄宿施設で生活する者は、1に準じて承認を得てください。

7 保護者とともに奈良県内に居住している者で、他の都道府県の中学校を卒業したもの又は卒業見込みのもの

(1) 保護者とともに奈良県内に居住していても、他の都道府県の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者は、1に準じて承認を得てください。

(2) 教育に関する事務の委託により奈良県外の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者は、(1)の承認を要しません。ただし、奈良県公立高等学校出願資格証明書（様式16）により、あらかじめ奈良県教育委員会教育長の証明を得てください。

8 その他

(1) 志願者は、奈良県教育委員会事務局高校教育課高校入試のWebページに掲載する「県外居住者及び県外中学校卒業者等の県立高校志願について」から、令和7年10月末頃に事前に資料請求をし、「令和8年度奈良県立高等学校入学者選抜の受検を希望する皆さんへ」を確認してください。

(2) 志願者は、上記1から7により事前に奈良県教育委員会教育長の承認を得た申請書又は証明書を、各選抜の出願時にWeb出願システムにより提出してください。

(3) この要領で定めるもののほか、必要な事項は、各選抜の要項に準じます。